

義援金のお取扱いについて

被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。当金庫では、災害により被害を受けた方々を支援するため、下記の義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

災害発生日	寄付先	取扱期間	送付先
平成27年 9月 9日 (台風第18号等による大雨)	茨城県 猿島郡 (境町)	平成27年 9月17日～ 平成30年 9月28日	境町大雨災害義援金
平成28年 8月30日 (台風第10号による大雨)	岩手県 (宮古市)	平成28年 9月12日～ 平成30年 9月28日	宮古市大雨災害義援金
平成29年 7月 5日 (大雨災害)	福岡県 (朝倉市)	平成29年 7月19日～ 平成30年 9月28日	朝倉市災害義援金
	福岡県 朝倉郡 (東峰村)	平成29年 7月19日～ 平成30年 9月28日	東峰村大雨災害義援金
平成30年 6月28日～ 平成30年 7月8日 (7月豪雨)	西日本 被災地 (日本赤十字社)	平成30年 7月12日～ 平成30年12月28日	平成30年7月豪雨災害義援金

*窓口でお振込みいただく場合、手数料は無料です。

*振込依頼書には、「災害義援金」である旨をご記載ください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。

お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

※「平成30年7月豪雨災害義援金」は日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

島田信用金庫